

沖縄県立図書館における駐車料金障害者支援実施要領

令和7年6月5日館長決裁

(目的)

第1条 この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条の規定に基づき、沖縄県立図書館（以下、「図書館」という。）を利用する際のカフーナ旭橋Aパーキング（以下、「駐車場」という。）の利用料の一部を県が負担することにより、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図ることで、障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度要綱（「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号）により定められたものをいう。）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 前項に規定する手帳は有効期限内のものに限り有効とする。

(適用範囲)

第3条 本措置は、図書館を利用する障害者が、自ら自動車を運転して、又は介護者の運転する自動車に乗車して駐車場を利用する場合に、当該自動車に対して講ずるものとする。

(申請及び割引方法)

第4条 障害者及び介護者が図書館入館時に3階総合サービスカウンターにて第2条に規定する手帳及び駐車場管理者（日本パーキング株式会社）の発行した駐車券を提示し、退館時に申し出をすることで、利用時間に応じた駐車料金割引券（以下「割引券」という）を受け取る。

- 2 割引券受領後の追加請求は認めない。

(割引可能日及び時間)

第5条 本要領による割引の適用は、図書館の開館日及び開館時間内に限るものとする。

(割引上限)

第6条 前条に規定する範囲の利用において、図書館の負担により配布する割引券の上限時間は、平日1日4時間分（1,200円相当）、土日祝日1日3時間分（900円相当）とする。ただし、平日1日7時間40分、又は土日祝日1日5時間を超えて利用した場合は、割引の効果が発揮されないことから、割引券を配布しない。

2 なお、前項による措置は、障害者による図書館の利用時間を制限するものではない。

(補則)

第7条 本要領に定める事項の他、障害者割引の適用利用に関して必要な事項は、館長の定めるところによる。

附 則

この要領による取扱いは、令和7年7月2日から適用する。